

社労士が提出代行する場合のルールについて (徹底のお願い)

＜提出代行に関する記載（ゴム印）の徹底＞

社会保険労務士が、届出書等の提出に関する手続きを代わって行う場合には、「提出代行者である社会保険労務士の名称の記載(実務的には社労士のゴム印)」が法令(社会保険労務士法施行規則第16条)により氏名を記載しなければならないとされています。

しかしながら、この記載がなされないまま届けられているものが散見されます。届出において法令で定められた事項であることから、これを徹底願います。

〇年〇月〇日 作成
社会保険労務士（〇〇県社会保険労務士会）
提出代行者 △山△子 TELXXX-XXX-XXX

